

## 国立大学法人小樽商科大学総合評価審査委員会規程

(平成20年9月30日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うための体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学に、総合評価方式による落札に関する事項を審議するため総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、本学が発注する工事に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 会計課長
- (3) 施設課長

2 前項第1号の委員は、本学の役員又は職員以外の者で委員会の審議事項に関し広くかつ高い専門分野の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査及び評価をできる者のうちから、学長が任命する。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 前条第1項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長はあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立する。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第3条第2号又は第3号の審議に関し、自己又は3親等以内の親族の利害関係にあるときは、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、施設課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年9月30日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規程施行後、第4条第1項第1号に規定する委員の最初の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。